

# 朴沢学園連携ホームページ管理運用規程

決済区分：常任理事会

平成 29 年 10 月 10 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、広報活動又は教育研究活動の一環として開設するホームページの管理運用等に関し必要な事項を定める。

(ホームページとは)

**第 2 条** 連携ホームページとは、学校法人朴沢学園が設置する仙台大学のホームページ、明成高等学校のホームページならびに法人自身のホームページをいう。

\* 仙台大学ホームページ : <https://www.sedaidaigaku.jp>

\* 明成高等学校ホームページ : <http://www.hgm.ed.jp>

\* 法人ホームページ : <http://www.hozawa.ac.jp>

(ホームページの内容等)

**第 3 条** ホームページは、本学の広報活動又は教育研究活動としてふさわしい内容であるとともに、別に定める朴沢学園連携ホームページ管理運用実施要領（以下管理運用実施要領と記す。）の定めるところにより作成されたものでなければならない。

(掲載禁止事項)

**第 4 条** ホームページは、次の号に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 学校法人朴沢学園 個人情報管理基本規程に抵触する情報
- (2) 本学の品位を損ね。又は不利益となるおそれのある情報
- (3) 人権を侵害する情報
- (4) 他人の知的財産権を侵害する情報
- (5) 政治的活動又は宗教的活動とみなされるおそれのある情報
- (6) 個人又は組織等を誹謗中傷するおそれのある情報
- (7) 特定の者の利益を図る情報
- (8) 営利を目的とする情報
- (9) その他本学の広報活動又は教育研究活動として不適切な情報

(管理運用責任等)

**第 5 条** 情報を適時かつ適切に提供するため、連携ホームページに管理責任機関ならびに運用責任機関を置く。

2 連携ホームページの管理責任機関は、全体統轄を担い、常任理事会を充てる。

3 連携ホームページの運用責任機関は、実際の運用を担い、法人、仙台大学、明成高等学校に各ホームページ運営委員会を組織する。

4 連携ホームページへのシステム関連対応は、仙台大学ならびに明成高等学校のシステム担当者に限る。

(管理義務)

**第6条** 管理責任機関は、連携ホームページの管理運用の統括に関する業務を行なうものとし、本規定、管理実施要領その他本学園の諸規程等に従い、全体管理につとめなければならない。

2 運用責任機関は、管理責任機関の下で所掌する情報の管理運用に関する業務を行なうものとし、本規定、管理実施要領その他本学園の諸規程等に従い、ホームページ毎の運用管理につとめなければならない。

(リンク等)

**第7条** 連携ホームページに直接リンクしようとするときは、運用責任機関に申請し承認を受けなければならない。

(情報の修正等)

**第8条** 管理責任機関は、連携ホームページ内の掲載情報ならびにリンクしたホームページが第3条に規定するホームページの内容等から逸脱している場合、又は第4条のいずれかに該当すると判断した場合は、当該ホームページの運用責任機関に対し、情報等の修正又は削除、リンクの解除を求めることができる。

2 管理責任機関は、前項の求めに応じないと認められるときは、当該ホームページの修正、削除ならびにリンクの解除をすることができる。

(規程の改廃)

**第9条** 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行なう。

## 附 則

この規程は、平成29年10月10日から施行する。